

毎週火、金曜日発行（但休日相当ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 市町村に交付すべき昭和三十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇告示 土地改良事業計画の縦覧
教育職員免許状の授与
保安林の指定解除

規則

市町村に交付すべき昭和三十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第四十三号

市町村に交付すべき昭和三十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に對して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総理府令（昭和三十二年総理府令第六十一号。以下「令」という。）の定めるところに基き、市町村に交付すべき昭和三十二年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(市町村民税の基準税額の算定方法)

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八条第一項及び同法第三十八条の二第一項の規定により所得税を源泉徴収される者（以下本条において「給与退職所得者」という。）に對する所得割にかかる市町村民税の基準税額は、当該市町村における給与退職所得者にかかる昭和三十一年分の源泉徴収所得税額

のうち、昭和三十二年分の所得割にかかる市町村民税の課税標準となるべきであつた額に、〇、一三八四一を乗じて得た額とする。

2 法人税割にかかる市町村民税の基準税額は、当該市町村につき「及び」によつて算定した額から「及」によつて算定した額を控除した額に「因」によつて算定した額を加減した額とする。

「一」昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に終了した分割法人にかかる事業年度の課税標準となるべき額に〇、〇五八一三を乗じて得た額と、昭和三十一年二月一日から昭和三十一年一月三十一日までの間に終了した分割法人以外の法人（以下「その他の法人」という。）にかかる事業年度の課税標準となるべき額に〇、〇八四五六を乗じて得た額の合算額

「二」昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの間に法人税法の規定によつて申告し又は更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準額

につき、分割法人とその他の法人に区分し、次の期間に終了した事業年度の区分により、それぞれの率を乗じて得た額の合算額

事業年度	区分	
	分割法人分	その他の法人分
昭和二十九年三月三十一日以前に事業年度が終了したもの	〇、〇七八一	〇、〇七九一
昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇三四〇	〇、〇三六二
昭和三十年七月一日から昭和三十一年九月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇二七八	〇、〇〇七八
昭和三十一年十月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇二八七	〇、〇〇七九

「三」昭和三十一年度分の昭和三十二年三月三十一日現在における繰もどし額のうち、その他の法人分として県が調査した額で、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に終了した事業年度分にかかる法人税額に〇、〇四五四五を、また昭和三十一年十月以降に終了した事業年度分にかかる法人税額に〇、〇五三六八を乗じて得た額の合算額

「四」昭和三十一年度分の基準税額において精算した昭和三十年度の基準税額で自治庁長官が修正を要すると認められた額で県が調査した額

「因」昭和三十一年度地方交付税の算定に用いた法人税割にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

- 一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、当該市町村の土地ごとの課税標準額の合算額が別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、土地の種類ごとの平均価額（「昭和三十一年度分の固定資産（土地）の平均価格」として（昭和三十一年一月三十日発地第三一各市町村

長あて鳥取県総務部長）「」に当該市町村の地積（昭和三十一年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるもの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるものを除く。）を乗じて算定した額のうち日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の第三項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九〇一六を乗じて得た額

二 その他の土地については、令第二十六条第二項第二号の規定によつて算定した額

3 家屋にかかる基準税額は、当該市町村の家屋の課税標準額が別表市町村別土地家屋総価額表の市町村別総価額と同額となるように、家屋の平均価格（「昭和三十一年度分の固定資産（家屋）の平均価格」として（昭和三十一年二月十三日受地第六七各市町村長あて

鳥取県総務部長)に当該市町村の家屋の床面積(「昭和三十二年度分の固定資産(家屋)の平均価額の算出について」に基いて報告した昭和三十二年度分の家屋の平均価額の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条の規定による非課税にかかるもの及び同法第三百五十一条の規定による免税点以下にかかるものを除く。)を乗じて得た額のうち日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額に〇、五を乗じて得た額とその他の額との合算額に〇、〇〇九三一を乗じて得た額とする。

4 償却資産にかかる基準税額は、令第二十六条第四項の規定により大都市以外の市町村の基準税額の総額として自治庁長官から通知された額と同額となるように、次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 令第二十六条第四項第一号の(一)により自治庁長官から通知された額と同額となるように、当該市町村

における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した令別表第十二に掲げる産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者(地方税法第三百四十八条及び第三百八十九条の規定に該当するものにかかるもの並びに「昭和三十二年地方交付税算定に用いる償却資産にかかる基準税額の算定基礎資料について(昭和三十二年五月二十九日受地第三百五十八号各市町村長あて鳥取県総務部長照会)」に基いて調査した基準評価額五千万円以上の資産を有するものにかかるもの及び一事業所の従業者が五人未満(放送業にあつては二人未満)であるものを除く。以下同じ。)にそれぞれ同表に定められた補正係数を乗じて得た数(整数未満は四捨五入する。)の合計数に二百三十九円七錢二厘を乗じて得た額

二 前号のその他の二分の一の額と同額となるように、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十一年度における課税標準額の合算額(地方税法第三百五十一条の規定による免税点以下のものにか

る価額、並びに同法第三百八十九条にかかる配分額、令第二十六条第四項第一号の(四)の大規模償却資産にかかる額及び船舶にかかる額を除く。)に〇、〇〇二九五五を乗じて得た額

三 当該市町村について令第二十六条第四項第一号の(一)、(二)及び(四)の方法によつて算定して得た額(鉱産税の基準税額の算定方法)

第四条 鉱産税の基準税額は、令第三十条の規定によつて自治庁長官から通知された額と同額となるように、県が調査した昭和三十一年一月から同年十二月までの間における市町村ごとの鉱産物の生産量に、銅については〇、七七一〇八を、マンガンについては〇、九九三三三を、砂鉄については〇、九九五〇一を、モリブデンについては一、〇〇を、クロムについては〇、九九二五三をそれぞれ乗じて得た生産量に令別表第十四に定める鉱物別山元価格を乗じて得た額に同条第一号の(一)による乗率を乗じて得た額とする。

により自治庁長官から通知された額と同額となるように、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十五条による昭和三十一年度の伐採届及び同法第十六条の許可申請に基く実行結果調による市町村ごとの樹種別素材生産石数(以下「県調査石数」という。)にそれぞれ次表に定める率を乗じて得た石数に令別表第十六に定める都道府県別素材標準価格を乗じて得た合算額に同条による乗率を乗じて得た額とする。

第五条 木材引取税の基準税額は、令第三十一条の規定(木材引取税の基準税額の算定方法)

樹		す	ま	つ	ひ	区	分	乗	率
広	葉								
その他	他樹	ナ	その	杭木、パルプ用	ひのきにかか	分	乗	率	〇、七五二七
その	他樹								
〃	〃	ナ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇、六一九四七
〃	〃	ナ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇、一〇四九
〃	〃	ナ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇、一〇八五八
〃	〃	ナ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一、三〇三一
〃	〃	ナ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇、九四一一二

別表

市町村別土地家屋総価額

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の普通交付税について適用する。

町村名	土地							計	家屋
	田	畑	宅地	山林	原野	牧場			
鳥米倉境 津国岩福 郡船河入丹老用佐智 気勝青 勿泊 真	1,519,182,594	149,068,572	1,877,784,570	73,152,915	11,646,477	3,130,835,128	3,795,408,460		
取子吉港 井 村家部 家阿原頭比 椋瀬 治頭 高野谷 合 郷	808,127,827	409,051,932	1,515,342,080	31,592,714	2,550,582	2,766,666,135	3,356,169,536		
市市市	1,134,203,790	19,903,296	528,831,149	18,388,034	37,290,396	1,960,616,665	2,087,366,524		
村町町村	61,539,766	155,313,334	290,662,014	757,745	42,372	508,325,231	842,734,080		
町町町村	102,385,634	10,981,278	13,283,532	4,670,580	831,992	132,153,016	53,743,902		
町町町村	363,596,600	20,801,621	31,803,285	35,003,067	6,148,454	459,359,027	155,082,070		
町町町村	408,000,818	42,724,088	84,014,640	21,097,870	5,766,826	561,624,242	428,702,871		
町町町村	100,238,050	22,298,460	13,510,752	6,991,280	865,920	145,904,462	87,365,576		
町町町村	404,643,945	30,213,260	60,548,664	18,329,009	1,560,281	515,295,159	262,594,750		
町町町村	192,512,120	29,391,616	29,440,607	28,613,838	2,895,552	282,973,733	135,314,574		
町町町村	373,638,288	55,020,948	60,779,110	22,974,340	3,087,050	515,519,743	254,265,340		
町町町村	123,418,912	19,716,312	21,118,389	16,305,536	4,177,568	184,737,717	91,281,908		
町町町村	123,447,060	17,108,256	19,056,408	9,335,892	2,105,600	176,962,216	70,855,491		
町町町村	107,446,501	22,332,498	38,722,320	15,198,434	2,240,740	185,560,493	212,505,800		
町町町村	113,413,422	14,499,376	27,259,398	7,895,962	4,82,240	163,586,598	119,463,293		
町町町村	63,217,938	21,675,680	11,353,166	11,490,010	1,982,995	109,749,789	82,278,357		
町町町村	254,346,528	17,264,076	61,435,392	24,019,365	4,492,242	361,557,603	296,988,230		
町町町村	319,246,560	51,389,072	49,966,236	9,046,664	4,98,568	430,147,100	240,328,035		
町町町村	198,556,645	16,960,334	34,558,918	9,238,306	1,905,759	261,266,962	140,164,227		
町町町村	197,497,245	52,325,520	54,279,261	28,669,906	972,270	333,744,602	276,421,237		
町町町村	193,259,520	48,617,509	40,774,111	2,187,296	249,318	285,287,754	172,517,400		
町町町村	39,455,916	34,752,240	23,877,596	13,254,842	996,450	112,367,043	128,166,131		
町町町村	244,522,628	68,941,377	49,419,654	23,542,675	1,665,774	388,082,108	231,192,812		

町町町村	278,342,260	31,343,844	47,285,910	32,905,257	6,005,342	395,882,613	256,467,125
町町町村	229,943,020	13,298,256	27,745,615	15,449,313	6,764,312	293,200,516	132,745,326
町町町村	232,988,054	84,474,353	36,194,390	7,980,544	940,076	362,577,427	170,800,465
町町町村	186,080,884	29,755,836	36,752,562	8,672,144	1,549,824	297,232,416	136,228,845
町町町村	50,107,603	51,107,258	36,752,562	4,150,080	264,420	142,381,923	133,511,770
町町町村	366,916,556	114,792,734	95,565,852	19,027,910	6,224,230	602,597,312	408,111,750
町町町村	203,646,864	76,925,089	57,009,721	16,007,340	2,608,830	369,217,844	290,526,633
町町町村	327,460,392	27,526,212	46,714,168	35,421,216	5,074,205	442,156,396	166,943,430
町町町村	194,053,266	25,828,272	21,653,488	15,986,820	3,534,368	261,066,214	99,763,080
町町町村	236,477,725	30,171,936	35,654,355	15,305,715	5,630,720	343,244,451	125,882,685
町町町村	150,138,445	29,511,958	29,546,081	11,782,655	1,182,412	222,161,815	113,288,396
町町町村	48,607,527	19,816,800	34,409,670	248,472	15,143	106,097,612	258,429,405
町町町村	223,651,885	42,994,830	66,976,092	16,790,130	1,630,174	357,043,111	231,758,852
町町町村	373,668,350	38,450,890	54,767,785	15,520,176	3,879,513	486,466,684	197,234,163
町町町村	19,553,905	84,724,566	55,175,745	18,861,600	7,717,167	366,032,883	207,061,657
町町町村	225,271,737	67,629,932	37,909,964	17,079,828	6,961,866	354,853,329	152,014,048
町町町村	71,818,882	8,362,848	19,496,534	21,212,100	7,645,158	128,535,472	128,466,396
町町町村	97,711,271	6,319,356	10,056,338	16,703,637	4,682,961	135,513,563	40,362,496
町町町村	167,630,266	11,599,366	26,107,920	23,992,560	3,909,003	233,139,115	100,525,658
町町町村	55,672,925	3,389,508	9,340,068	15,408,484	4,156,256	87,377,241	51,861,576
町町町村	54,335,100	2,627,400	5,354,940	4,492,062	2,731,828	69,551,330	35,190,340
町町町村	111,373,497	5,828,906	12,068,896	13,731,570	4,486,261	148,424,889	61,226,112
町町町村	112,215,560	11,752,524	32,996,896	24,663,366	4,000,464	185,658,610	148,939,974
町町町村	225,919,125	24,446,260	29,350,332	21,252,949	2,708,250	303,706,916	162,382,921
町町町村	297,783,890	37,639,728	45,179,424	30,030,414	11,573,036	422,206,492	188,205,288
計	12,198,847,163	2,411,667,799	5,344,041,833	920,264,922	200,361,260	935,757	21,076,108,734

三関北大由奥 西倉岸日 堤大名 中 黒高 伯多 瀧 根 江 瀧
 朝金 榮 良 伯 崎 伯 見 本 仙 津 吉 江 山 和 山 坂 宮 南 里 梁 風 雨 府 口

告示

鳥取県告示第五百七号

東伯郡泊村大字原山崎春一ほか三十人から土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第一項の規定により、共同で施行しようとする土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画（索道）及び規約について審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。

よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十二年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

鳥取県告示第五百八号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十二年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

（一）土地改良事業計画書の写

（二）規約の写

二 縦覧の期間

昭和三十二年十月十二日から同年十月三十一日まで

三 縦覧の場所

東伯郡泊村役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

免許状の種類
高等学校一級
普通免許状（国語）

番号 氏名 本籍地 授与年月日

昭三三高一普第一号 加藤満寿 鳥取市魚町尻四番地一 昭和三十二年十月十日

鳥取県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二十一条の規定により次の保安林の指定を解除する。

昭和三十二年十月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

所在場所	全面積	解除面積	解除の理由	所有者	申請者
郡一村一大字 字一地名番	台帳一見込	台帳一見込			
岩美 福部 海士 西浜 六六六	町1110	町1110	指定理由の消滅	浜本義徳	浜本光徳